

伊勢市公報

第403号
令和4年8月22日
月曜日

目次

	頁
教育委員会規則	
○ 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則	2
○ 就学等に関する規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	10
○ 地縁団体の認可について	12
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	14
○ 指定納付受託者の指定について	16
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	17
公 告	
○ 公示送達	18
○ 農用地利用集積計画について	19
○ 伊勢市総合計画中期基本計画の公表について	20
○ 公示送達	21
監査委員公表	
○ 令和3年度定期監査等結果に対する措置状況について	23
○ 令和3年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	30

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和4年8月1日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月1日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第 10 号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「、様式第 7 号又は様式第 7 号の 2」を「又は様式第 7 号」に改める。

様式第 6 号及び様式第 7 号中

「

在籍数			授業 日数	出 停 総 日 数	忌 引 総 日 数	な ら な い 総 日 数	出 席 し な け れ ば	欠席総日数			出 席 総 日 数	出 席 率
男	女	計						病 気	事 故	計		

」

を

「

在籍数			授 業 日 数	出 停 総 日 数	忌 引 総 日 数	な ら な い 総 日 数	出 席 し な け れ ば	欠席総日数			出 席 総 日 数	出 席 率
男	女	計						病 気	事 故	計		

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月1日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第11号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第34号）
の一部を次のように改正する。

別表第1 伊勢市宮川スポーツグラウンドA～Eの項中「伊勢市宮川スポーツグラウンドA～E」を「伊勢市宮川スポーツグラウンド第1～第3」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

伊勢市告示第 143 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 4 年 8 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中山 一
	伊勢市上地町 1721 番地
変更後	中田 貴士
	伊勢市上地町 1552 番地

伊勢市告示第 144 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 8 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 6 月 16 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	9 台
〃	令和 4 年 6 月 16 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	5 台
計			14 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 145 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 4 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

豆塚組

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 区域

本会の区域は、伊勢市上地町 1537 番地 2、1836 番地 3、1883 番地 1、1883 番地 2、1895 番地 2、1899 番地、1899 番地 1、1901 番地、1908 番地 2、1909 番地、1916 番地、1917 番地、1919 番地から 1920 番地まで、1923 番地から 1933 番地まで、1942 番地から 1946 番地まで、1981 番地 1、1982 番地、1984 番地から 1987 番地 1 まで、1989 番地から 1992 番地まで、2159 番地 1、2160 番地 1、4053 番地、4150 番地 1、4150 番地 2、4157 番地及び 4240 番地とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市上地町 1946 番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

中川 政活

伊勢市上地町 1982 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任

の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

令和 4 年 8 月 1 日

伊勢市告示第 146 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 8 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 7 月 21 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	6 台
〃	令和 4 年 7 月 21 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	4 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	6 台
〃	令和 4 年 7 月 21 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	3 台
計			20 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、

伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 147 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社グラファーが提供する Graffer スマート申請を利用して納付される公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定に係る検定料の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示し、令和 4 年 8 月 15 日から適用する。

令和 4 年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 指定をした日

令和 4 年 8 月 8 日

伊勢市農業委員会告示第9号

伊勢市農業委員会第200回総会を次のとおり招集します。

令和4年8月9日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和4年8月16日(火)午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市公告第 60 号

公 示 送 達

下記の者の充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 61 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 62 号

伊勢市総合計画条例（平成 29 年伊勢市条例第 8 号）第 3 条の規定により、次のように第 3 次伊勢市総合計画中期基本計画を策定しましたので、同条例第 6 条の規定により公表します。

令和 4 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 63 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 4 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市監査委員公表第3号

令和3年度定期監査等結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年8月9日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 吉井 詩子

定期監査等結果に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
職員課	（１）源泉徴収した所得税について、支払日を誤った事例があった。事務管理を見直し、再発防止を図りたい。	「措置済み」 払出命令書等を複数人で確認することを徹底しました。

【資産経営部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
契約課	（１）手書き用領収書の管理について、書き損じたものを破棄した事例があった。また、通し番号の付番が不適切なものがあった。現金授受の明確なエビデンスとなるよう、適切に管理されたい。	「措置済み」 領収書を書き損じた場合は、破棄せず、必ず控えと領収書の原本を一緒に保管するよう、また、付番についても適正に行うよう課内で周知徹底しました。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
市民交流課	（１）国際交流協会の経理事務において、期限までに支出されていない事例があった。事務管理を見直し、再発防止を図られたい。	「措置済み」 関係書類の管理を徹底し、期限内に支払完了するよう適切な処理を行います。
戸籍住民課	（１）コミュニティセンターの鍵を紛失した事例があった。翌日に、施設を所管する課へ報告し、セキュリティカードを使用できないようにする処理がされたが、当日の夜間の安全管理は不十分であった。適切に対応できる体制を整えられたい。 （２）戸籍に関する窓口業務において、本来、交付してはならない者に対して交付した事例があった。市民に不信感を与えることになる。適正な事務を行うべきであり、窓口業務委託先の指導と管理を徹底し、再発防止に努められたい。	「措置済み」 鍵の管理を徹底するとともに、紛失等の場合には、施設管理課へ速やかに報告し、夜間対応を行う等、より一層の危機管理に努めます。 「措置済み」 事業者内での確認作業を一段階増やし、正確性を期す実践を求めるとともに、職員の知識の向上を求めます。併せて、職員による検認作業においても今まで以上に慎重を期して努めていきます。

ごみ減量課	(1) 廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱及び解職について、決裁日が委嘱及び解職日の後日となっている。適正に処理されたい。	「措置済み」 決裁日及び委嘱・解職日については、適正に処理を行いました。
支所	(1) コミュニティセンターの鍵を紛失した事例があった。重大な事故につながる恐れがある。鍵の管理方法を見直し、再発防止に努められたい。	「措置済み」 第3回支所長会において、事故報告後、再発防止対策について検討し、意見を集約した「支所で管理する鍵の適正管理について」を作成、全支所職員に周知し、鍵の適正管理の徹底を図りました。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
健康課	(1) 職員間の連携不足による二重払いの事例があった。事務処理の手順を見直し、再発防止を図られたい。	「措置済み」 情報連携ができていなかったことが原因のため、毎月定例の支払いについては請求先、予定金額、処理の有無をPC上の集計表、支払表で管理することにより、受付、支払の担当者間で情報共有を行っています。 また、各作業の担当者がチェックリストを確認しながら作業を進めることで、事務処理の手順の効率化と、複数人でのチェック体制を取ることに伴う再発防止に取り組んでいます。
	(2) 手書き用領収書の管理について、書き損じたものを破棄した事例があった。現金授受の明確なエビデンスとなるよう、適切に管理されたい。	「措置済み」 書き損じの領収書は、速やかに簿冊に綴じることとし、誤って破棄することのないよう適切な管理に努めます。

<p>高齢・障がい福祉課</p>	<p>(1) 指定管理について、基本協定書で、毎月の実績報告書を提出することを定めているが、期限内に提出されていない事例があった。基本協定の内容が適正に履行されているか厳重に確認のうえ、適切に指導されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>基本協定書で定めた期限を遵守するように指導しました。</p> <p>今後につきましても、基本協定書に従い適正に履行されているか厳重に確認するとともに、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>保育課</p>	<p>(1) 保育料及び給食費の調定について、起案文書に金額及び算出根拠が記載されていない。保育料等を決定した根拠となる文書であり、適切に作成されたい。</p> <p>(2) 遊具の点検業務委託について、仕様書で、損害賠償保険の加入を定めているが、内容を確認できる書類の提出を受けていない。委託内容が適正に履行されているか厳重に確認のうえ、適切に指導されたい。</p>	<p>(1) 「措置済み」</p> <p>令和4年度より起案文書に金額及び算出根拠を記載するよう改善しました。今後も適切な会計処理を行うため、正確な根拠資料の作成に努めます。</p> <p>(2) 「措置済み」</p> <p>令和3年度の遊具の点検業務委託において、仕様書で定める損害賠償について、委託事業者より加入した損害賠償保険証券の写しの提出を受け、仕様書で求める内容を満たしていることを確認しました。今後も、委託内容について、仕様書に基づき、適切に履行されていることを確認してまいります。</p>

【産業観光部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
<p>観光誘客課</p>	<p>(1) 伊勢熊野観光連絡協議会の経理事務において、収入伝票が作成されていない事例があった。適切に処理されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>収入伝票については、指摘後、速やかに作成しました。</p> <p>伝票の取扱いに関しては、今後適正に管理します。</p>

【都市整備部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
監理課	（１）研修参加負担金及び新設した公園の水道加入金を、期限までに支出していない事例があった。事務管理を見直し、再発防止を図らきたい。	「措置済み」 期日までに支出できるように事務処理の見直しを行いました。

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
	（１）諸会費の支出について、起案文書に支出理由が記載されていない。説明責任を果たせるよう、適切に記載されたい。	「措置済み」 諸会費の支出について、起案文書に支出理由を記載し、適切な事務処理を行うようにしました。
	（２）医療機器の保守委託について、仕様書に定めた実施時期を変更する際、受託者との協議記録を作成していない事例があった。適切に処理されたい。	「措置済み」 仕様書に定めた実施時期が変更となる場合は協議記録を作成するよう是正しました。今後は適切な処理に努めます。

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
学校教育課	（１）学校で保管する現金及び金券について、各学校で確認する周期に差異があった。マニュアルや管理規定を整備し、適切な管理に努められているところであるが、紛失等の早期発見のため、周期を定める等、適切に指導されたい。	「実施中」 各学校で確認する周期は、現金を徴収する内容や金額、回数がか一律ではないため周期の設定には至っていません。現金を学校に保管しないことを原則とし、保管する場合には毎日、現金を確認し長期間保管しないよう指導を行ってまいります。
	（２）二見浦小学校スクールバス追加運行業務委託について、仕様書で、資格証の提出や損害賠償保険の加入を定めているが、内容を確認で	「措置済み」 当該業務委託の仕様書記載事項について、委託業者から書類の提出を受け確認しました。

	<p>きる書類の提出を受けていない。委託内容が適正に履行されているか厳重に確認のうえ、適切に指導されたい。</p>	<p>今後は、当該業務委託のみならず、全ての業務委託において、仕様書に沿って適正に履行されているか厳重に確認するとともに、適切な指導を行ってまいります。</p>
スポーツ課	<p>(1) 体育施設使用料について、会計規則で規定された日に調定されていない事例があった。会計規則に従い適正に処理されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>再確認しましたところ、体育施設使用料等が確定してから、直ちに調定していない事案が複数あることを確認しました。</p> <p>今後、会計規則の規定のとおり遅滞なく調定するよう、再発防止の徹底を図ります。また、課内において情報を共有しました。</p>
各小中学校	<p>(1) 薬品管理記録簿について、使用前数量や残量が記載されていない事例があった。劇物を管理するものであり、その危険性を認識し、事故防止のため、使用状況の正確な記録と定期的な数量確認を行い、適切に管理されたい。</p> <p>(2) 職員玄関の鍵を紛失した事例があった。同じ学校で2年続けて起きている。重大な事故につながる恐れがある。鍵の管理方法を見直し、再発防止に努められたい。</p> <p>(3) 誤って、保存期限前の書類を廃棄した事例があった。教職員が保存期限を把握していなかったこと</p>	<p>「措置済み」</p> <p>薬品管理記録簿について、使用の際に必ず記録するよう教職員に適切な指導を行う、定期的な数量確認を徹底する等の対応を行いました。</p> <p>なお、学校教育課から全小中学校に対して、改めて管理簿の作成の仕方について周知徹底を図りました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>学校で管理している鍵については全て、誰が使用しているのかを明示することで、紛失等のないよう管理をするようにしました。また、職員玄関の鍵については、定期的に所在を確認するようにしました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>文書を年度ごとに簿冊に綴じるようにして、廃棄年度を明示する</p>

	<p>が原因であり、再発防止に努められたい。</p> <p>(4) 修学旅行の不参加について、教職員間で共有されず、キャンセル料を支払った事例があった。教職員間の情報共有を徹底し、再発防止を図られたい。</p>	<p>ようにしました。年度末の文書廃棄が多い時期には、管理職から教職員に対し、保存期限を意識して廃棄作業をするよう指導を行ってまいります。</p> <p>「措置済み」 旅行担当教職員を複数配置し、関係書類等について常に複数の目で確認を行い、再発防止に努めます。また、このような事例があったことを教職員間で情報共有しました。</p>
--	---	---

【選挙管理委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
選挙管理委員会事務局	<p>(1) 選挙執行に伴い、時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいた。厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。併任職員の配置等により、時間外勤務の削減に努めているが、職員の健康保持に十分配慮し、さらなる事務の見直しを行い、改善に努められたい。</p>	<p>「実施中」 令和3年度は、当初予定されていた市長、市議会議員及び衆議院議員総選挙のほか、急遽、三重県知事選挙が執行されることとなりました。執行時期も近かったことから、準備業務の時期も重なりました。併任職員を初めて配置し、削減に努めてはおりましたが、時間外勤務が月 100 時間を超える職員を出してしまいました。 時間外職員の心身の健康に配慮するとともに、引き続き併任職員の配置を行うとともに、業務の管理、スケジュール調整の徹底及び事務の平準化等を図り、時間外勤務の削減に努めます。</p>

伊勢市監査委員公表第4号

令和3年度財政援助団体等監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年8月9日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 吉井 詩子

定期監査等結果に対する措置状況

【健康福祉部】

<p>高齢・障がい福祉課</p>	<p>① 障害児放課後等支援施設条例施行規則に定められた苦情受付窓口の設置について、仕様書に定めがない。実際には苦情受付窓口は設置されているものの、規則に従った仕様とされたい。</p> <p>② 指定管理業務が協定書及び仕様書に沿って実施されているか、十分に確認されていない。施設の運営、諸規定の整備や出納事務等の実施状況を確実に把握し、必要に応じて、指定管理者に対して適切に指導されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>令和5年度からの次期指定管理者の募集において、苦情受付窓口の設置など規則に従った仕様としました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>協定書及び仕様書に記載された事項について実施状況の確認を行い、必要な書類の提出を求めました。</p> <p>今後につきましても、協定書及び仕様書に従い、適正に履行されているか確実に把握し、適切な事務処理に努めます。</p>
------------------	---	--